

神崎郡ごみ処理施設整備基本計画検討委員会公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神崎郡ごみ処理施設整備基本計画検討委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第8条第2項の規定に基づき、神崎郡ごみ処理施設整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）の公開及び傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催日時等の公表)

第2条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、神河町、市川町、福崎町の住民が傍聴できるように、会議の開催日時等の公表に努めるものとする。

(傍聴の手続き)

第3条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、会議当日に所定の場所で自己の住所及び氏名等を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 前項の場合において、委員会は、個人情報保護の観点から傍聴人受付簿の適正な取扱いに努めるものとする。

3 傍聴の申請は、会議開始予定時刻の30分前から開始前までとする。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員（以下「定員」という。）は、原則として5人以内とする。

2 傍聴人が定員に達したときは、会場に入場することができない。

3 傍聴人が定員を超えるとときは、先着順により傍聴人を決するものとする。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における議事等に対し、拍手その他の方法により、公然と可否等を表明しないこと。

(2) 会議の写真や動画を撮影し、又は録音等をしないこと。

(3) 静かに傍聴し、会議で発言しないこと。

(4) その他会議で秩序を乱し、又は議事等の進行の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人への資料配布)

第6条 傍聴人には、会議資料は配布しないものとする。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、全て職員の指示に従わなければならない。

(違反者に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(会議録)

第9条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議の概要

2 会議録は原則公開とする。ただし、要綱第8条第1項ただし書きの規定により会議を非公開とした場合にあっては、委員長は会議録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項に規定する会議録の公開は、中播北部行政事務組合のホームページに掲載することにより行うものとする。

(補則)

第10条 その他この要領に定めのない事項が生じたときは、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。